

本号の内容

- [AIPPI Bureau](#)
- [AIPPI Committees](#)
- [2018年AIPPIカンクン総会](#)
- [2019年AIPPIロンドン総会](#)
- [記事・解説](#)
- [各国部会](#)

AIPPI Bureau

[Bureauの新体制](#)

2018年AIPPIカンクン総会が終わり、9月27日付で新体制となったBureauが始動しました。

[続きを読む](#)

[第2回AIPPI青年フォーラム：パーソナルブランディングの重要性について](#)

Annie Siu-Ting TSOI (Second Deputy Secretary General)

2017年に初開催で成功を収めたAIPPI青年フォーラム（Young AIPPI Forum）が、今年のカンクン総会でも開催されました。

36歳以下のAIPPI会員を対象としたこのフォーラムは、経験豊かな講師による非常に興味深い内容のワークショップを通じて、人脈を作り、組織内で自身を高め、スキルの幅を広げる上で役立つ情報を紹介します。

[続きを読む](#)

AIPPI Committees

[Standing Committee 「TRIPS」](#)

駒谷剛志 (Vice Chair and corresponding author)

「医薬品アクセスに関する国連事務総長ハイレベルパネル」によるレポート (UN Secretary-General's High-Level Panel on Access to Medicines) を受けて、AIPPI 本部 Standing Committee 「TRIPS」と「Pharma & Biotechnology」が共同で作成したポジションペーパーについて紹介します。

[続きを読む](#)

2018 年 AIPPI カンクン総会

[カンクン総会で採択された決議](#)

Jonathan Osha (Reporter General of AIPPI)

2018 年 AIPPI カンクン総会では、執行委員会において 6 件の決議が採択されましたが、そのうち以下の 4 件は 2018 年の議題に基づく決議です。

- 衝突出願
- 立体商標の登録可能性
- 部分意匠
- 知的財産権侵害に対する共同責任

その他の 2 件は、本部 Standing Committee (SC) によるものです。

- 後出しデータ (SC 「Pharma & Biotechnology」)
- HCCH 判決プロジェクト (SC 「Enforcement」)

採択された決議は、本部の[ウェブサイト](#)でご覧になれます

これらの決議は、各国の当局や関連機関へ配布します。各部会におかれては、自国の関連省庁、知財庁、その他の関連機関へ、決議文を配布してください。これは、2018 年

の決議だけでなく AIPPI の活動全般についても PR できるよい機会です

今回の決議（および AIPPI でこれまでに採択した決議）は今後、内容的に関連があるパブリックコメントを提出する場合や、アミカスブリーフなどによって AIPPI としての見解を表明すべき機会に活用します。

[続きを読む](#)

[カンクン総会 - 実務者育成プログラム](#)

Jonathan Osha (Reporter General of AIPPI)

今回のカンクン総会においても、知財分野で注目されているさまざまなテーマを幅広く扱う実務プログラムが開催されました。月曜日の **Pharma Day** では、特許期間の延長と **SPC**、医薬品アクセス、医薬分野におけるビッグデータの利用、およびバイオ後続品訴訟に関するセッションが行われました。パネルセッションは、人工知能と、インハウスの視点による **SEP** ポートフォリオの管理という 2 本立ての特別セッションから始まり、著作権とその他の権利とのバランス、農業におけるイノベーション、均等論、人格権に関するセッションも月曜日に行われました。

カンクン総会で開催されたパネルセッションの一覧は[こちら](#)からご覧いただけます。

[続きを読む](#)

[各 Standing Committee のレポート](#)

Jonathan Osha (Reporter General of AIPPI)

AIPPI 本部の各 Standing Committee (SC) の年次レポートは、Reporter General へ提出され、2018 年 AIPPI カंकン総会において全参加者に公開されたものであり、現在は[こちら](#)からもご覧になれます。

レポートには、カンクン総会までの 1 年間における各委員会による活動や影響、今後 1 年の計画などが記されています。本部 SC の活動に関心があり参加してみたいという方は、自国の部会（または Independent Member の代表団）へお問い合わせください。

また現在では、すべての AIPPI 会員に、SC のオブザーバーの地位を選択する機会が与えられています。オブザーバーは SC における採決には参加できませんが、SC の活動を追い、その一部に参加することもできる新たな手段です。オブザーバーの地位を選択するには、本部ホームページの右上からログインし、「My Dashboard」を選択、続いて「Manage Committees」を選択し、オブザーバーになりたい（1 または複数の）SC にチェックを入れます。オブザーバーの制度によって、AIPPI 会員どうしの国を越えた連携やコミュニケーションが、一層促進されることを期待しています。

[続きを読む](#)

[Communications Committee のレポート](#)

[Membership Committee のレポート](#)

[AIPPI Congress News - 各号の電子版](#)

[2018 年 AIPPI カンクン総会の写真](#)

2019 年 AIPPI ロンドン総会

ロンドン総会の参加登録受付は、2019 年早々に開始します。お待ちください。

[スポンサーおよび出展のご案内](#)

2019 年 AIPPI ロンドン総会のスポンサーおよび出展の募集が始まりました。今年は出展ブースを用意しましたが、数に限りがあるので、早めに確保されることをお勧めします。

AIPPI 総会におけるスポンサーおよび出展のメリット

- 貴所を英国および世界中に紹介できる機会
- 知的財産業界から 2000 名を超える参加者
- 世界各国から訪れる参加者および講師
- ワールドクラスの国際会議場 - Queen Elizabeth II Centre
- 完全装備でセキュリティーも万全のインフラ
- ご予算に合わせて選べる多彩なパッケージ

スポンサーおよび出展の詳細・申込みについては[こちら](#)をご覧ください。

[続きを読む](#)

記事・解説

[中国：最高人民法院に知財法廷を設置 - 踏み石を探って川を渡る](#)

Jonathan Yuan (King & Wood Mallesons – China)

2018 年 10 月、最高人民法院が年末までに知財法廷を設置すると発表しました。この最高人民法院の創意と大胆さ、そして新たな知財法廷の設置を（3 日間で）採択した全人代の迅速さが、中国の知財界で反響を呼んでいます。

[続きを読む](#)

[中国：2018 国際貿易・技術革新・知的財産フォーラムに AIPPI が参加](#)

Guang Hou (Liu Shen & Associates – China)

世界貿易機関（WTO）と商務部国際貿易経済合作研究院（CAITEC）および世界知的所有権機関（WIPO）の共催による「2018 国際貿易・技術革新・知的財産フォーラム」が 10 月 16 日にアモイで開かれ、AIPPI からも講演等で多くの参加がありました。

[続きを読む](#)

[フランス：エリック・クラプトンの象徴的なアルバムのジャケットに対するフランス法に基づく著作者人格権の侵害訴訟](#)

Tougane Loumeau (GIDE LOYRETTE NOUEL – France)

Ms. Frandsen v. Polydor Limited and Eric Clapton; French Supreme Court, 1st Civil Chamber, October 10, 2018, case number 17-18237, ECLI: FR:CCASS:2018:C100941

2018年10月10日、最高裁が下した著作権紛争に関する判決は、英国のブルースロックのスター、エリック・クラプトンの象徴的なアルバムの表紙に使われたアート作品に関するものであったため、マスコミでもある程度は報道されましたが、法律的に見て本件が興味深いのは、フランス法において著作者人格権の一つとされる、公表権（自身の著作物を公表するかどうかを決める、芸術家に帰属する権利）について争われていることです。

[続きを読む](#)

[日本：知財高裁大合議が示した引用発明とされるための基準](#)

窪田法律事務所 矢野恵美子

[日本ケミファ（株）・X v. 塩野義製薬（株）](#)（平成28年（行ケ）10182・10184号）
知的財産高等裁判所の大合議は、引用発明であると主張する発明が、刊行物に一般式の形式で記載されている化合物であり、その一般式が膨大な数の選択肢を有する場合、特定の選択肢に係る技術的思想を積極的あるいは優先的に選択すべき事情がない限り、その特定の選択肢に係る具体的な技術的思想を抽出することはできず、これを引用発明と認定することはできないという判断を示しました。

[続きを読む](#)

[ポーランド：「知識型経済における弁理士の役割」会議におけるAIPPIの強い存在感](#)

Klaudia Blach-Morysinska from ZM Legal (Zaborski, Morysinski Law Office - Poland)

2018年10月12日、ポーランド弁理士会（PCPA）が、企業・技術省と共同で「知識型経済における弁理士の役割」に関する会議を開催しました。この会議は、弁理士という職業が1918年12月13日付の特許庁に関する暫定的法令に明記されてから100周年の今年、PCPA主催による記念行事の一環として行われたものです。

[続きを読む](#)

[ポーランド: パテントボックス税制 - イノベーションの商業化に対する減税を導入する新たな税法](#)

Klaudia Blach-Morysinska from ZM Legal (Zaborski, Morysinski Law Office - Poland)

2019年1月1日、ポーランドで新たな税法が施行されます。この税法により、知的財産権から得られる収入に対して大幅な減税を行う「イノベーションボックス」と呼ばれる新たな制度の導入など、所得税に関する数々の改正が実施されます。

[続きを読む](#)

[トルコ: AIPPI トルコ部会知財アカデミーの勉強会](#)

Irmak Yalçiner, Nazlı Korkut (Turkey)

トルコ部会の知財アカデミーによる2018年の勉強会を、10月15日から17日までイスタンブールで開催しました。今回は、商標ではマドリッド制度、意匠ではハーグ制度に関するテーマが中心となり、特許では、主としてEPOにおける出願手続きや、基本法の基礎知識について学びました。

[続きを読む](#)

[英国: 知財紛争におけるADRの利用推進 - 国内の現状](#)

Richard Price (JAMS International – United Kingdom)

英国では、知財紛争の調停による解決は、他国と比べると依然として少数です。弁護士や裁判官にとって（経験を積んでいるか、資格を得たばかりであるかに関係なく）、ADR（調停または和解）は、研修の過程で紹介されるものではなく、また、実務の過程でADRを経験できるかどうか、ほとんど偶然に左右されるものだからです。

[続きを読む](#)

[米国 : USPTO 長官が表明した「新たな時代」](#)

Kelly G. Hyndman (Sughrue Mion, PLLC - USA)

USPTO 長官 Andrei Iancu 氏が、米国特許制度改革において確たる実績を築きつつあります。過去の栄光に安住しないという意味が、Iancu 長官の最近の発言にも表れています。

また 10 月 25 日に、米国知的財産権法協会 (AIPPI) との年次会合で挨拶した際も、「USPTO ならびに審判部 (PTAB) にとっての新たな時代」と述べています。

[続きを読む](#)

各国部会

[フランス : AIPPI フランス部会が会員数の増加に成功した背景](#)

フランス部会は 624 名の会員を擁し、国内でも AIPPI 本部でも積極的に活動しています。当部会が会員増加を達成できたのは、部会の活気と、会員の熱心な取り組み、およびその活動の質によるものと考えており、こうした活動状況の一部を紹介します。

[続きを読む](#)

AIPPI のイベントに関する最新情報は [Facebook](#)、[Twitter](#)、[LinkedIn](#) で確認してください。

国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org

免責事項 :

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。